

平成31年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 薩川恵美
平成30年(ネ)第4636号, 同第5082号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴
事件(原審・東京地方裁判所平成29年(ワ)第9199号)

口頭弁論終結日 平成31年1月28日

判 決

控訴人・附帯被控訴人(一審被告) 小 野 元 之
(以下「一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 影 山 光 太 郎
同 山 上 修 史
同 安 部 公 己
同 園 山 佐 和 子

被控訴人・附帯控訴人(一審原告) 水 田 宗 子
(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 大 室 俊 三
同 竹 下 博 徳

主 文

- 1 一審被告の控訴に基づき原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の取消部分に係る一審原告の請求を棄却する。
- 3 一審原告の附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも、一審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

主文第1, 第2及び第4項と同じ。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告に対し、1100万円及びこれに対する平成28年11月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、一審被告の負担とする。
- (4) (2)項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、学校法人城西大学（以下「本件学校法人」という。）の理事長であった一審原告が、平成28年11月30日に開かれた本件学校法人の理事会において、理事である一審被告が、理事長解任の緊急動議の提出をした際、一審原告が認知症に罹患しており、本件学校法人内でパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをしており、人事権を濫用しており、業務上横領をしているなどの発言をしたことが不法行為であり、同発言により、一審原告が名誉を毀損され、侮辱されたと主張して、慰謝料1000万円及び弁護士費用相当損害金100万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、一審原告の請求を、慰謝料50万円及び弁護士費用相当損害金5万円の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、これを不服とする一審被告が控訴し、一審原告が附帯控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記3のとおり、当事者の当審における補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の当審における補充主張

(一審被告)

- (1) 本件各発言は、すべて一審原告の理事長としての資質の欠如について述べるものであるから、理事としての義務を果たすべくされた正当なものであり、

かつ社会通念上許容される限度を超えるものでもない。

(2) 認知症に関する発言は、一審原告が理事長としての業務に支障が出る程物忘れが激しいことを指摘したものであり、A に関する発言は、一審原告が A をえこひいきし、大学に不正な支出をさせたり、公用車で一緒に出勤するなどして周囲に対して不健全な影響を与えていることを指摘したものであり、これらはいずれも明確な根拠に基づくものであって単に噂のみに基づく発言ではない。

(3) 原判決が認定した慰謝料額は、侮辱による不法行為の慰謝料額として不当に高額である。

(一審原告)

(1) 本件各発言は、不特定多数人に流布し、又は伝播しており、公然性が認められる。これは以下の事実から明らかである。

本件学校法人の職員の一人は、平成28年12月8日、他の職員に対し、一審原告について、「名誉ある引退で解任、告訴を免れたという認識が無さそうです。文科省は大学潰しも辞さないのではないか、という危機感の有無が先生と新体制との違い。」という内容のメールを送信しており、一審被告は、平成29年2月17日、B の意を受けてその事務所を訪問し、一審原告の理事長辞任に関し、一審原告の法人運営に関する問題点等その経緯を説明している。

(2) 一審被告は、A に関する問題及び認知症に関する問題について、理事長解任の可否の判断に当たって焦点を当てる必要がないものであったと認識していたから、本件各発言(イ)、(エ)、(キ)及び(ク)は、理事としての職務を果たすためにされたものでもなければ、正当なものでもない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告の請求は全部棄却すべきものと判断する。

その理由は、次のとおりである。

2 前提事実と証拠（甲7の2，13，乙3，4，16，31，32の1及び2，33の1ないし3，34の1ないし3，35，37，38，43ないし46，61ないし63，原審における一審原告本人尋問の結果，原審における一審被告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨を総合すると，次の事実が認められる。

(1) 平成28年11月30日，本件学校法人の理事会（本件理事会）が開催された。

(2) 理事である一審被告は，本件理事会の冒頭，議長である一審原告に対し，理事長解任の緊急動議（本件解任動議）の提案をした。理事会は本件解任動議を審議することを決議し，仮議長として C 理事が選出された。

(3) 一審被告は，次のとおり，本件解任動議の説明を行った。

ア 一審被告は，まず，「現在の水田宗子理事長の運営，更には武富事務局長の運営ではですね，この学校法人の将来，本当に危ないと私は思っております。水田宗子理事長の，大変失礼ではございますけれども，長期的な展望を欠く，出鱈目な学校法人経営，超ワンマンで，学長等の意見を全く聞かない独裁者として，女王様気取りで学内で威張っていらっしゃいますけれども，一方で決断力がなく気まぐれ，無駄な会議ばかり開く。私としては最低の経営者と思っております。18歳人口が減少する厳しい時代に，理事長としての対応能力が欠けておる，というふうに思うわけでございます。次に，年間事業計画を無視した不必要なイベントばかり開催されておりました。教職員や学生を動員し，贅沢のし放題で，学校法人のお金を無駄遣いしておられます。学生への授業よりイベントが大事だと叫んでおります。教育者にあるまじき理事長であります。1回限りのイベントに派手な展示や，花束，豪華なレセプション，前後の晩さん会など，学校法人のお金で贅沢の限りを尽くしておられると思います。連日，外国のお客と，学校法人のお金で贅沢な飲み食いのし放題であります。向こうは准教授クラスが来ても，こちらは理事長，学長，副学長などたくさんの人が集まっ

て、本当に高いホテルで会食をするなど、贅沢だと私は思います。」と発言した。

イ 一審被告は、その後、「更には、連日のように理事長はパワハラを行っておられます。学長、副学長、教職員を怒鳴り上げ、叫び、暴れ、気まぐれで、出鱈目な命令をして教職員を困らせております。」（本件発言(ア)）と発言し、続けて「最近は特にドタキャンも多く、部下は予定が立てられず、本当に困惑いたしております。」、「更に、これも大変失礼でございますが、いわゆる認知症にかかっておられるのではないかというふうに思っております」（本件発言(イ)）、「昨日指示したことを忘れて、『誰がこんな日程を組んだのだ』と言って部下を怒鳴ることもしょっちゅうございます。」と発言した。

ウ 一審被告は、引き続き、「それから、目に余る公私混同では、毎年、夏の長期のアメリカ出張がございますが、これはいわゆる空出張でございます。これは子どもさんや孫に会うための私的旅行ではないかと思えます。これは刑法の業務上横領に当たると、私は思えます。」（本件発言(ウ)）、「また、退職した運転手を法人のお金で自宅の雑用に雇用するなど、数多くの公私混同を行っておられます。」と発言した。

エ 一審被告は、更に、「更には、 A に対して熱を上げて、 A の気を引くために、学校法人のお金を不正に支出させ、ご機嫌取りをいたしています。 A にえこひいきを繰り返し、副学長や学部長に無理な配慮を求め、公用車で A と一緒に出勤するなど、出鱈目な行動をされております。」（本件発言(エ)）、「更には人事権を濫用し、両大学が求める必要な教員は採用せず、採用面接もなかなか行わないために、毎年、学校法人設置基準、大学設置基準に違反を繰り返しております。」（本件発言(オ)）と発言した。

オ 一審被告は、本件学校法人の国際化に関する一審原告の功績も考慮する

べきとの理事らの発言に対し、「確かに水田理事長の国際交流なり、国際貢献というのには、本当に素晴らしいと思います。余人をもって代え難い。素晴らしい能力をもっていらっしゃると思います。」と同意しつつ、「水田理事長のメリットの部分は十分活かしながらですね、次の新しい体制を私は考えないとまずいと思います。」と意見を述べ、余談であると前置きして、文科省が厳しく調査しており、「文科省の担当官は、『そんな無茶なことをする、出鱈目な経営をするのであれば、経常費補助金が止まりますよ』とまで言って」おり、文科省が「理事長の解任勧告を出したり、あるいは経常費補助金を全部ストップするようなことになれば」困ると思う旨述べ、理事会は、「理事長なり事務局長の業務執行を監督する立場でございますから、理事会としてきちんと方向を出してですね、自浄作用を働かさないと、私は将来大変なことになると危惧しているわけでございます。」として、「あえて理事長の素晴らしい功績は認めながらもですね、この際解任をお願いした次第でございます。」と改めて本件解任動議の提案理由を説明した。

カ 監事から、会計上の問題を専らの理由として解任動議が出てくるということは理解し難いという話が出たことに対し、一審被告は、一審原告の前理事長時代の平成23年頃に本件学校法人で発覚した秘書による横領事件は、一審原告と武富事務局長及び当時の経理部長の3人が経理を担当していたから発生したにもかかわらず、それを改善しないでそのままの体制で引き継いでいくことが問題であることを指摘したうえで、一審原告の夏のアメリカ出張に関し、「それから、アメリカへの、偽の出張については、これ毎年行っていてですね、他の出張は、副学長や何か引き連れて10人ぐらいで行かれるのに、アメリカのときだけ1人なんです。」と発言し、引き続いて、「しかも夏休みにアメリカに、外国のね、文科系の先生たちがいるはずが、大学にいるはずがないんです。これは明らかに空出張であ

ります。理事長にはね、人事権があります。外国出張を許可する権限がある。自分の権限を濫用して、孫や子どもに会いに行く旅行をですね、出張にしていると。これは、とんでもないことであります、これは。横領でございます。」（本件発言(カ)）と発言した。

キ 一審被告は、続いて、文科省が大学設置基準違反の存在を毎年指摘していること、これは一審原告がなかなか教員を採用せず、不必要な人を多く採用しているからであること、激しい状況に対して一審原告が A

の面倒をみるようなことばかり一所懸命に行い、本件理事会の前日には A の母が宿泊するホテルを一審原告が見に行ったという噂を聞いていること、一審原告の運営方針は、本当に出鱈目で許せないことだと思うことなどを述べた。

ク 一審原告が、 A に関して弁明をしたところ、一審被告は、「でも、それは多くの女性職員にとっては、むしろセクハラだという意識の方も多いですし、やっぱり理事長の A への過度なるサポートは、私は非常に疑問だと思います。」（本件発言(キ)）と発言した。

一審原告が更に A 及び経理関係について弁明すると、一審被告は、「女性職員がたくさん嫌がっていますから。 A さんとの授業のときに、内側から鍵掛けて、他の人が入れないようにしているんですよ。これは学校法人の施設の異常な使用の仕方だと、私は思います。」（本件発言(ク)）と発言し、一審原告はその事実を否定した。その後、D 理事が、一審原告に退席を促し、他の理事も同意見であったため、一審原告は、本件理事会を一旦退席した。

ケ 一審被告は、一審原告の退席後、細かいことを述べたのは、現状いかに問題があるかということを行うためのもので、 A のことがメインの問題ではなく、城西大学及び城西国際大学の教育及び研究をしっかりサポートできる理事体制にするため、長期的な展望で判断できる人が理事

長にならないと危機的な状況は免れないと考えており、そのための議論が必要であると考えている旨を述べた。

コ 一審被告は、D 理事が、一審原告を中心とする個人経営方式をすぐに止めることに疑問を唱えたのに対し、「一方出張を、その偽出張でこう、横領していることも事実ですから、これはね、やはり、いくら100万ぐらいだとしても、やっぱり許せないことですよ、本当に。毎年、横領しているわけですから。」(本件発言(カ))と発言し、引き続いて「こういうことをね、理事長がやっているような学校法人は他にありませんよ、本当に。」、「いずれにしても、やはり余りにもワンマンですね。実は私は労働基準監督署に理事長が怒っていらっしゃるテープを聞かせたんですよ。」と述べ、「私は、理事として本学でパワハラが行われていると確信するので、と。彼は聞いた途端に、『あ、これは申し訳ないけど、パワハラだけど、病気です。』と言いました。病気だと。だって連日のように、本当に毎日怒っていらっしゃるじゃないですか。毎日毎日。」(本件発言(コ))と発言した上、「やっぱりね、これは本当に心配だと思います。やっぱりご本人もご負担が大きいと思うんですね、それは荷物を軽くしてあげることも必要だと思いますし、あとはきちっと両大学の合意でうまくいけばですね、私はいいと思うんですね。提案者としては、是非、理事長の解任にご賛いただきたいと思います。」と述べた。

一審被告は、D 理事から一審原告がいわゆる認知症にかかっているとの一審被告の発言の適否を指摘されたのに対し、一審原告が毎日忘れていくことは事実である旨弁明した。

(4) 本件解任動議は、一審原告に理事長の辞任を求め、これに応じなかった場合には、理事長を解任するという内容で、D 理事、E 理事、一審原告及び欠席していた F 理事を除く8名の理事の賛成で可決された。

(5) 本件決議後、一審原告が本件理事会の席に戻り、一審被告は、一審原告に

対し、理事長の辞任をしない場合には、理事長を解任するという内容で、理事12人中8人の賛成で可決されたことを伝え、辞任を促した。

一審原告は、理事長を辞任する意向を示しつつ、空出張とされている点、認知症であると指摘された点、人事権を濫用していると指摘された点、経理に関する点、Aとの関係の点について弁明をした。

一審被告は、一審原告に対し、仮にマスコミから聞かれても、50周年記念行事をやり遂げたことと年齢を理由に辞任したこと、国際交流における功績は非常に大きいことを伝えるつもりであること、認知症との言葉は議論の端緒を築くための言葉で、一切外には出さないことを伝えた。

(6) 本件学校法人は、平成29年4月、弁護士2名及び公認会計士2名により構成される会計調査委員会（以下「会計調査委員会」という。）に本件学校法人の会計処理についての調査を委嘱した。

会計調査委員会は、同年9月4日付で会計調査報告書を、平成30年4月25日付で会計調査最終報告書を、それぞれ本件学校法人に提出した。これらの報告書には次の内容が含まれている。

ア 一審原告は、平成28年8月4日から同月16日の間、アメリカ合衆国に出張として渡航した（以下「本件渡航」という。）。

イ 本件学校法人は、本件渡航の費用として、185万2900円を支出した。

ウ 一審原告は、アメリカ合衆国以外の国への海外出張は他の随行者と共に行くにもかかわらず、本件渡航を含むアメリカ合衆国への出張は一人で行っている。

エ 本件渡航の経費は領収書に基づいて清算されておらず、本件渡航における一審原告の宿泊先及びアメリカ合衆国内の移動方法は不明である。

オ 文部科学省に提出した実績の報告書に事実と異なる内容が含まれている。

カ 本件渡航に関して支出された金額は、本件学校法人の職務に関して支出

されたと認めることが困難であり、不適切な支出と判断せざるを得ない。

- (7) 一審原告は、カリキュラム変更に係る会議などの部下との会議において、部下の報告が一審原告の意に沿わない場合に、感情的になり、机を叩きながら大声で、「辞めてもらいます。」と繰り返し叫ぶなど、理不尽に部下を叱責することがしばしばあった。
- (8) 一審原告は、一審原告の予定を確認した上で設定した会議の予定を忘れて、無理矢理変更させ、出席予定者を困惑させることが、しばしばあった。
- (9) 一審原告は、一審原告が個人レッスンに通っていた ○○ 語の語学学校の講師である A を、学期の途中である平成 ○ 年 5 月に、城西国際大学の ○○ として、年額給与 ○ 万 ○ 円で採用し、同年 8 月には理事長補佐に任命して、上記給与とは別に月額 ○ 円の手当を支給し、平成 28 年 4 月には同手当を ○ 円に増額した。同時点における他の理事長補佐の手当は、准教授について ○ 円ないし ○ 円であった。

一審原告は、大学の建物内で A の個人レッスンを受けるとともに、自宅での個人レッスンがある月曜日には理事長として使用する公用車に A と同乗して帰宅し、個人レッスン修了後に A を公用車で最寄り駅まで送り返した。

一審原告は、平成 27 年 1 月に A をベトナムへの海外出張に同行させたが、上記海外出張の際、A を休日の一審原告と行動を共にするよう誘い、これに困惑した A は、同行した G

に一審原告の誘いを断ってよいか相談した。

一審原告は、本件学校法人の女性職員が A と接触することを嫌い、A との連絡は男性職員に行わせた。また、一審原告は、一審原告が A のことを「○○」と呼ぶのを聞いた職員が A を「○○」と呼んだのを聞いて、「○○とは呼ばないで。△△先生と以外に呼ばないで。」と注意したことがあった。

(10) 一審原告は、通常、採用する教員の面接などを行っていたが、本件学校法人が設置及び運営する城西大学は、平成27年4月から同年8月までの間、文科省が定める員数の教員を確保していなかった。

3 上記認定の事実によれば、本件各発言は、本件学校法人の理事会において、本件学校法人の理事である一審被告により、本件学校法人の理事長である一審原告が理事長としての適格性に欠けることを理由として上程された本件解任動議の理由説明においてされたものである。本件各発言がこのような状況においてされたものであることを考慮すると、本件各発言が本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものである場合には、仮に本件各発言の内容が、一審原告の名誉を毀損し、又は一審原告の名誉感情を侵害するものであったとしても、本件学校法人の理事としての正当な業務行為として、不法行為を構成しないものと解するのが相当である。そして、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当か否かは、発言内容と理事長適格性との関連性、発言内容の事実に根拠、発言内容の表現上の相当性などを総合して判断すべきものである。

4 以下、各発言について、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当か否かについて検討する。

(1) 本件発言(ア)及び本件発言(コ)は、一審原告が、教職員を怒鳴るなどのパワハラをし、理不尽な命令をして、教職員を困らせていることを内容とするものであり、このようなことをする者が理事長として不適格であることは明らかであるから、発言内容と理事長適格性との関連性がある。そして、前記認定のとおり、一審原告は、カリキュラム変更に係る会議などの部下との会議において、部下の報告が一審原告の意に沿わない場合に、感情的になり、大声で、「辞めてもらいます。」と繰り返し叫ぶなど、理不尽に部下を叱責することがしばしばあったのであるから、パワハラと評価しうる行為が一審原告によりしばしば行われていたのであって、事実に根拠を欠く発言とはいえない。そして、本件発言(ア)の中には「暴れ」、「出鱈目な」という若干誇張と

いえなくもない表現が含まれているが、これらについてもパワハラの評価として不当とまではいえず、全体としてみれば、一審原告がパワハラを行っているという趣旨を述べるものであるから、発言内容が表現上の相当性を欠くとまでいうことはできない。

以上の点を総合すると、本件発言(ア)及び本件発言(コ)は、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであって不法行為を構成するものではないというべきである。

- (2) 本件発言(イ)は、前記認定の事実経過からすれば、一審原告が自分が前にした指示を忘れて、従前の指示と矛盾することを言う趣旨を述べるものと解され、発言内容と理事長適格性との関連性がある。そして、前記認定の事実のとおり、一審原告は、一審原告の予定を確認した上で設定した会議の予定を忘れて、無理矢理変更させ、出席予定者を困惑させることが、しばしばあったのであるから、自分が前にした指示をしばしば忘れて、矛盾することについて、事後的根拠を欠くものではない。物忘れが多い点を認知症と表現している点についても、本件発言(イ)は、これがされた経過をみると、一審原告が認知症と診断される状態にある旨を述べるものではなく、一審原告が自分が前に言ったことをしばしば忘れることを比喩的に述べたものにすぎないことが明らかであるから、発言内容が表現上の相当性を欠くともいい難い。

以上の点を総合すると、本件発言(イ)は、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであって不法行為を構成するものではないというべきである。

- (3) 本件発言(ウ)、本件発言(カ)及び本件発言(ク)については、一審原告が、私的な目的で、本件学校法人の費用を使って、本件渡航をしている旨を述べるものであり、発言内容と理事長適格性との関連性があることは明らかである。そして、前記認定のとおり、会計調査委員会は、本件渡航に関して支出された

金額は、本件学校法人の職務に関して支出されたと認めることが困難であり、不適切な支出と判断せざるを得ないとの調査結果を報告しているのであるから、本件発言(ウ)、本件発言(カ)及び本件発言(ケ)は、事実的根拠に基づくものというべきである。また、これらの発言について、表現上相当性を欠く点は見当たらない。

以上の点を総合すると、本件発言(ウ)、本件発言(カ)及び本件発言(ケ)は、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであって不法行為を構成するものではないというべきである。

(4) 本件発言(エ)、本件発言(キ)及び本件発言(ク)については、一審原告が、

A に執心して、同人を特別に優遇している旨を述べるものである。前記認定のとおり、A は一審原告が個人レッスンに通っていた〇〇語

の語学学校の講師であるから、理事長の権限を使って同人を採用した上、特別に優遇する行為は、その内容によっては、理事長の行為として相当性を欠くものというべきであり、A の特別扱いに関する上記各発言についても、一審原告の理事長適格性との関連性があるというべきである。そして、前記認定のとおり、一審原告は、A を、学期の途中である平成〇年5月に城西国際大学の〇〇として採用し、その後理事長補佐に任命して上記給与とは別に手当を支給するとともに、海外出張に同行させた上に休日に自分と行動を共にするよう誘い、大学の建物内でAの個人レッスンを受け、理事長として使用する公用車にAを日頃から同乗させ、他の女性職員をAに接触させないようにしていたのであるから、理事長の権限を濫用して、Aを特別に優遇していたというべきであるとともに、セクハラと評価されてもやむを得ない行動をとっていたといえる。したがって、一審原告のAに対する特別扱いに関する上記各発言は理事長としての適格性に関わるものであるとともに、発言の主たる部分は事実的根拠に基づくものというべきである。上

記各発言中、「熱を上げて」、「気を引くために」、「ご機嫌取り」との表現については、一審原告の内心に立ち入るものであって表現として適切とはいえないが、一審原告の A に対する上記特別扱いの内容を強調するために述べられた表現と考えられなくもないから、本件発言(エ)、本件発言(キ)及び本件発言(ク)が、全体として、表現上相当性を欠くものであるということとはできない。

以上の点を総合すると、本件発言(エ)、本件発言(キ)及び本件発言(ク)は、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであって不法行為を構成するものではないというべきである。

- (5) 本件発言(オ)については、一審原告が人事権を濫用して必要な教員を採用せず、大学設置基準等を満たしていない旨を述べるものであり、発言内容と理事長適格性との関連性がある。そして、前記認定のとおり、一審原告は、通常、採用する教員の面接などを行っていたこと及び本件学校法人が設置及び運営する城西大学は、平成27年4月から同年8月までの間、文科省が定める員数の教員を確保していなかったことが認められるから、本件発言(オ)が、その主たる部分において、事実的根拠を欠くものであるということとはできない。同発言中には、「人事権を濫用し」との表現が含まれており、必要な人数の教員を採用しないことが直ちに人事権の濫用とはいえないが、同発言の趣旨は必要な人数の教員を採用しない結果、大学設置基準等を満たしていないことにあるというべきであるから、同発言は、これを全体としてみた場合に、表現上相当性を欠くものということとはできない。

以上の点を総合すると、本件発言(オ)は、本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであって不法行為を構成するものではないというべきである。

- 5 以上のとおり、本件各発言は、本件学校法人の理事会において、本件学校法人の理事である一審被告により、本件学校法人の理事長である一審原告が理事

長としての適格性に欠けることを理由として上程された本件解任動議の理由説明においてされたものであり、いずれも本件解任動議の理由説明として社会通念上相当なものであるから、一審被告が本件各発言をしたことは、本件学校法人の理事としての正当な業務行為として、不法行為を構成しないというべきである。

したがって、一審被告が本件発言をしたことが不法行為であるとして損害賠償を求める一審原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

6 よって、原判決中一審原告の請求を棄却した部分は結論において相当であるが、一審原告の請求を認容した部分は不当であるから、一審被告の控訴に基づき、原判決中一審被告敗訴部分を取り消した上、同取消部分に係る一審原告の請求を棄却し、一審原告の附帯控訴は棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

近藤昌昭 

裁判官

渡辺左千夫 

裁判官

寺ノ谷 下 

これは正本である。

平成31年3月27日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 薩川恵美

